

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年9月14日

災害に便乗した悪質な修理業者に注意！

内容

「台風で屋根瓦が浮いている」とリフォーム業者の訪問があり、「火災保険を使えば実費負担なくできる」などと修理を強く勧められ、断りきれず契約した。その後、知り合いの業者に見てもらったら「修理の必要はない」と言われた。契約をキャンセルしたい。(80歳代 男性)
(独立行政法人 国民生活センターの事例より)

消費生活センターからのアドバイス

災害に便乗して、不必要な修理を迫ってきます。

「火災保険を使えば自己負担はない」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。

災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から見積もりを取り検討しましょう。

また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。

家族やまわりの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

